

令和 8 年度 砂利採取業務主任者試験実施要領

1 試験日時及び場所

- (1) 試験日時 令和 8 年 1 1 月 1 3 日(金) 午前 1 0 時から正午まで(1 2 0 分)
※遅刻は試験開始後 3 0 分まで認め、退室は試験開始から 4 0 分を経過した後から試験終了時刻の 1 0 分前まで認めるものとする。ただし、退室時には解答用紙を提出し、再入室は認めないものとする。また、試験問題及び注意事項は、受験者本人に限り持ち帰りを認めるものとする。
- (2) 場 所 奈良県人権センター(奈良市大安寺 1 丁目 2 3 - 1)

2 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)

3 出題形式

選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題 1 0 問(全問必須問題)及び技術問題 1 5 問(7 問の必須問題と、8 問から 3 問を選択して解答する選択問題)とする。

4 試験実施要領の配布、受験願書の受付期間及び提出先

(1) 試験実施要領の配布

(ア) 配布期間：令和 8 年 9 月 2 5 日(金)から同年 1 0 月 1 6 日(金)まで(ただし、土曜日・日曜日を除く。)

(イ) 来庁による場合

配布場所：「8 問合せ先」に同じ。

配布時間：8 時 4 5 分から 1 2 時まで、1 3 時から 1 7 時まで。

(ウ) 郵送による場合

郵送による配布を希望する者は、表に赤字で「砂利採取業務主任者試験 実施要領請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒(長形 3 号【縦 23.5cm 横 12.0cm】に1 1 0 円分の郵便切手を貼り付け、希望送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したもの)を入れて、「8 問合せ先」あてに請求すること。

(エ) インターネットによる場合

奈良県ホームページ(景観・自然環境課のページ)から入手可能。

(2) 受験願書の受付

(ア) 受付期間：令和 8 年 1 0 月 2 日(金)から同年 1 0 月 1 6 日(金)まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(イ) 来庁により提出する場合

受付場所：「8 問合せ先」に同じ。

+受付時間：8 時 4 5 分から 1 2 時まで、1 3 時から 1 7 時まで。

(ウ) 郵送により提出する場合

封書の表に赤字で「砂利採取業務主任者試験 受験願書在中」と記載し、「8 問合せ先」あてに送付すること。令和 8 年 10 月 16 日(金)までの消印があるものを有効とする。

※受験願書受付後、令和 8 年 11 月 6 日(金)までに受験票を郵送する。

5 提出書類

(1) 受験願書 1 通

(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和 43 年通商産業省令第 80 号)に定める様式第 9 による)

(2) 写真 1 枚

写真は大型サイズ(縦 6cm×横 4cm)とし、受験願書の提出前 6 ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に『撮影年月日』、『氏名』及び『年齢』を記載すること。

※手札形(縦 11cm×横 8cm 程度)及び L 判サイズ(縦 12.7cm×横 8.9cm)は不可。

※写真は受験願書に貼らないこと。

(3) 受験手数料

受験願書の所定欄に、奈良県収入証紙(現金での納付、財務省発行の収入印紙等は不可)を 8,000 円分貼り付けること。なお、納入された受験手数料は、いかなる理由があっても返戻しないので注意すること。

6 試験当日の注意事項

試験会場の開場及び受験者の受付は、午前 9 時 30 分から開始する。

受験者は、試験当日に受験票及び筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)を持参すること。

※筆記用具等の貸し出し等は一切しない。

試験会場には受験者用の駐車場は確保していないので、公共交通機関を利用すること。

発熱や咳などの症状がある場合には、受験を控えること。

感染症の動向によって、マスクの着用を要請することがある。また、体調がすぐれない受験者には、受験の中止や帰宅を要請することがある。

7 合格者の発表

令和 8 年 11 月 30 日(月)午前 9 時(予定)。

県庁前掲示場、県ホームページに合格者の受験番号を掲示し、合格者には同日付けで合格の通知を郵送する。なお、可否について電話での問い合わせには一切応じない。

8 問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 環境森林部 景観・自然環境課 自然環境調整係

電話番号 0742-27-8749(直通)